

議員発議

議員発議により下記7件の意見書を可決し関係機関へ送付しました。
そのうち2つの意見書を掲載します。

- ・地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
- ・南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書
- ・米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの配備の即時撤去を求める意見書
- ・索道事業等に係る免税軽油制度の継続を求める意見書
- ・私学教育の充実と発展を求める意見書
- ・農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書
- ・「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、わが国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割はますます重要となっています。

こうした状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に議員の専門化が進んでいます。

一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

こうした状況に鑑み、国民の幅広い層からの政治参加と地方議会議員の人材確保の観点から、議員及びその遺族の生活安定と福祉向上を図るため、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日

岩手県奥州市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

索道事業等に係る免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業にとって大きな利点である免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、平成30年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、軽油引取税を免税する制度で、農業用機械や鉄道、船舶、製造業、倉庫、港湾での荷役用途車両など道路を使用しない車両、機械燃料用の軽油について免税が認められてきたものです。

当市においても、索道事業者が使うスキー場のコース整備のためのゲレンデ整備車、人工降雪機、管理車両等の軽油について、申請に基づき免税が認められてきており、大きな援助制度となっております。

この制度が廃止されれば、冬季観光産業などにおいても大きな負担増を強いられ、経営維持が困難となるなど、地域経済や市民スポーツ振興等にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては、これらの実情を深く理解され、免税軽油制度を継続するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年12月22日

岩手県奥州市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国土交通大臣